

第 19 回

定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

2021年3月25日（木曜日）午前11時
（開場：午前10時30分）

■ 場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランド
コンファレンスセンター ROOM-H
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、健康状態にかかわらず、当日の本株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書の郵送でのご返送又はインターネットによる議決権行使のご検討をお願い申し上げます。今後、感染拡大の状況等により、開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトにてご確認賜りますようお願い申し上げます。



株式会社ネクソン

証券コード：3659

証券コード 3659
2021年3月9日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目4番5号
株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表取締役社長 オーウエン・
マ ホ ニ ー

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2021年3月24日（水曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター ROOM-H
3. 目的事項
報告事項 1. 第19期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の内容決定の件
（2021年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

第4号議案 監査等委員である取締役に対する報酬等の内容決定の件（株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

第5号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件
以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の記載事項たる、新株予約権等の状況、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>）に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本株主総会招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした各書類の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>)

新型コロナウイルス感染防止への対応につきましては、次頁をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主総会の開催にあたり、当社の新型コロナウイルスによる感染防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

【当社の対応について】

- ・株主総会の取締役及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・本株主総会会場において、新型コロナウイルス感染防止のため、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。(詳しくは次頁をご参照ください。)

【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入り口付近にアルコール消毒液を準備いたしますので、ご入場の際必ず消毒いただきご入場願います。
- ・感染予防のため、会場内は必ずマスク着用をお願い申し上げます。
- ・受付付近で検温をさせていただき、発熱が認められる方、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新いたしますので、当社ウェブサイトにてご確認いただければ幸いに存じます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年3月25日（木曜日）
午前11時（開場：午前10時30分）
開催場所 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM-H

※「招集ご通知」をお持ちください。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席されない場合

● 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記載のうえ、ご返送ください。

● 賛否の記載のない場合、会社提案について「賛」の記載があったものとして、お取り扱いいたします。

● 第1号議案で、一部の候補者について異なる意思を表示される場合

⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、当該候補者の番号をご記載ください。

行使期限 2021年3月24日（水曜日）午後7時到着まで

● インターネットによる議決権行使



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月24日（水曜日）午後7時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、**2021年3月24日（水曜日）午後7時まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係る条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトに掲載されている「インターネットによる議決権行使について」に記載されたシステムに係る条件をご確認ください。

5. パソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031

(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及び今後の事業拡大を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
1	オーウェン・ マホニー (1966年12月28日)	2000年11月 Electronic Arts Inc.主席副社長就任 2009年9月 Outspark Inc.代表取締役就任 2010年8月 当社最高財務責任者就任 2010年9月 当社取締役就任 2010年11月 当社管理本部長就任 2012年3月 NEXON Korea Corporation取締役就任 2012年7月 株式会社インブルー取締役就任 2012年8月 Nexon America Inc.取締役就任 2013年1月 株式会社gloops取締役就任 2014年3月 当社代表取締役社長就任（現任） 2015年6月 トランス・コスモス株式会社取締役就任 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	88,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	う え む ら し ろ う 植 村 士 朗 (1970年12月31日)	2000年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所 2003年 9月 パシフィックゴルフマネジメント株式会社入社 2004年12月 パシフィックゴルフグループインターナショナル ホールディングス株式会社（現PGMホールディン グス株式会社）入社 2011年 7月 当社入社 2014年 3月 当社最高財務責任者兼経営管理本部長就任（現任） 2014年 3月 株式会社gloops取締役就任 2014年 3月 株式会社インブルー取締役就任 2015年 3月 当社代表取締役就任（現任） 2016年 4月 Nexon America Inc.取締役就任（現任） 2016年 4月 NEXON M Inc.取締役就任 2016年 4月 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役就任（現任） 2016年 9月 NEXON Europe GmbH取締役就任 2020年 1月 株式会社gloops代表取締役社長就任 (重要な兼職の状況) Nexon America Inc.取締役 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役	83,900株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の株数
3	パトリック・ ソダーランド (1973年9月27日)	2000年1月 Digital Illusions Creative Entertainment Chief Executive Officer就任 2006年10月 Electronic Arts Inc. Vice President & General Manager就任 2013年9月 Electronic Arts Inc., EA Worldwide Studios Executive Vice President就任 2018年4月 Electronic Arts Inc. Chief Design Officer就任 2018年11月 Sicalis AB Director就任 (現任) 2018年11月 Embark Studios AB Chief Executive Officer就任 (現任) 2019年1月 Fractal Gaming Group AB Director就任 (現任) 2019年3月 当社社外取締役就任 2019年7月 当社取締役就任 (現任) 2019年11月 Ortalis Group AB Director就任 (現任) 2020年6月 Hexagon Aktiebolag Director就任 (現任) 2020年8月 Surmount Together AB Director就任 (現任) (重要な兼職の状況) Sicalis AB Director Embark Studios AB Chief Executive Officer Fractal Gaming Group AB Director Ortalis Group AB Director Hexagon Aktiebolag Director Surmount Together AB Director	1,143,250株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の株数
4	ケビン・メイヤー (1962年4月25日)	1993年4月 The Walt Disney Company入社 2000年2月 Playboy.com Chief Executive Officer就任 2000年9月 Clear Channel Interactive Chairman and Chief Executive Officer就任 2002年2月 L.E.K Consulting入社 2005年6月 The Walt Disney Company Executive Vice President就任 2005年10月 The Walt Disney Company Chief Strategy Officer就任 2018年3月 The Walt Disney Company Chairman of Direct-to-Consumer & International就任 2020年5月 TikTok Ltd. Chief Executive Officer就任 ByteDance Ltd. Chief Operating Officer就任 2020年12月 New Mountain Capital/Tinuity Executive Director就任(現任) (重要な兼職の状況) New Mountain Capital/Tinuity Executive Director	一株

(参考)

取締役候補者のうち、オーウェン・マホニー、植村士朗、パトリック・ソダーランドの各氏は、「第19回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」1頁、2頁及び5頁乃至12頁記載の新株予約権を保有しております。

(注) 1. ケビン・メイヤー氏は、新任の社外取締役候補者であります。

2. パトリック・ソダーランド氏は、当社グループの連結子会社であるEmbark Studios ABのChief Executive Officerであり、同社はゲーム開発事業を営んでおります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. (1) オーウェン・マホニー氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりゲーム業界に従事しており、その経験や戦略・財務・経営面の豊富な知見により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大を期待したものであります。

(2) 植村士朗氏を取締役候補者とした理由は、長年の経験から特に財務に関する知見に優れており、当社最高財務責任者としての観点から、日本及び海外における管理体制の充実を図ることを期待したものであります。

- (3) パトリック・ソダーランド氏を取締役候補者とした理由は、ゲーム業界における戦略的な活動に関する知識や経験により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への貢献を期待したものであります。
- (4) ケビン・メイヤー氏を取締役候補者とした理由は、エンターテインメント業界において戦略及び経営企画のトップとして数々の成功を収められており、その豊富な経験実績と幅広い知見により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への躍進に寄与していただくことを期待するとともに、当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任するものであります。
4. 当社は、ケビン・メイヤー氏が取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、各候補者が取締役に就任した場合には、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結する予定であります。

参考

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者及び監査等委員である取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本議案が承認可決された場合、今回非改選の監査等委員である取締役を含めて、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

氏 名	企業経営	財務・会計	法 務 ・ コンプライアンス	ゲ ー ム 開 発	ブランド・ マーケティング	新 規 事業開発	国 際 ビ ジ ネ ス
オーウェン・マホニー	●	●				●	●
植村 士朗	●	●				●	●
パトリック・ソダーランド	●			●	●	●	●
ケビン・メイヤー	●				●	●	●
李 鴻雨 (監査等委員)			●				●
本多 慧 (監査等委員)	●				●	●	●
国谷 史朗 (監査等委員)			●				●

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

＜第2号議案から第4号議案に係る取締役の報酬制度に関するご説明＞

第2号議案から第4号議案までは、取締役報酬に関連した議案ですので、当該議案と当社取締役報酬制度との関係につきまして、その概要をご説明いたします。

当社グループは、ゲームを含むエンターテインメント業界においてNo.1グローバルカンパニーを目指して、世界中の著名な優良企業と厳しい競争を行っております。投資家が当社グループを評価する際には、グローバル企業として位置づけ、欧米の一流企業等と比較を行うことが共通の理解となっております。これは、当社が2019年にスウェーデンのEmbark Studios ABを子会社とするなど、韓国、中国だけでなく、欧米での事業の拡大にリソースを注いできたことの結果であります。さらに、このような活動に対する評価を受けて、2020年10月には、日経平均株価を算出する225種株式銘柄の一つにネクソンが選ばれたと、当社経営陣は思料しております。また、第1号議案において、ケビン・メイヤー氏を新たに取締役候補者として指名するなど、事業のグローバルな拡大のためにさらに布石を打つ所存です。

このような環境下において、当社グループは、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題と認識しております。そのためには、経営陣の報酬におけるインセンティブを適切に設定することが必要であり、グローバルな事業環境を踏まえ、その中で真に競争力のある報酬制度が必要と考えます。

2018年9月28日に改訂された経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（以下「CGSガイドライン」という。）においても、中長期的な企業価値の向上へ向け経営者の適切な動機付けとなるよう、報酬体系を設計する際には、業績連動報酬や自社株報酬の導入を検討すべきであるとされています。今回、当社は、経営陣の報酬について、業績連動部分の比率を拡大するとともに、社外取締役にも業績には連動しない株式報酬を導入する、新しい「取締役報酬ポリシー」を任意の諮問機関である報酬委員会において取りまとめました。これは、CGSガイドラインで示されたように、これまでの日本企業の課題である「稼ぐ力」の強化を意図するものでもあります。

業務執行取締役の報酬は、定額固定の「基本報酬」及び設定された年次ごとの業績評価指標の達成度によって支給額が変動する「年次業績賞与」、さらに当社株式を目的とする新株予約権として、取締役の任期に連動する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」並びに3か年にわたる中長期的な業績及び当社株価に連動する「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）」とで構成することとします。

また、非業務執行取締役（監査等委員を含む）については、定額固定の「基本報酬」及び取締役の任期に連動する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」とで構成されます。非業務執行取締役（監査等委員を含む）については、業務執行取締役の業務執行を監督するという役割も考慮し、業績に連動する報酬を含まないものとします。

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、米国等で一般に利用されているリストラクテッド・ストック（Restricted Stock (RS)）やそのユニット形式であるリストラクテッド・ストック・ユニット（Restricted Stock Unit (RSU)）又はパフォーマンス・シェア（Performance Share (PS)）に相当するものであり、本定時株主総会の開催に先立って施行される「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）において認められることとなった、取締役の報酬等として発行される新株予約権で、行使に際して金銭の払込み等を要しないものとなります。

なお、当社では、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、今回の報酬制度改定につきましても、取締役会決議に先立ち、同委員会の審議を経ております。

以上により、第2号議案から第4号議案を本定時株主総会に提出する次第です。

上記のとおり、報酬制度としては、業績連動報酬対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役以外の取締役（業務執行取締役））と業績連動報酬対象外取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役（非業務執行取締役））とで内容を区別しておりますが、下記第2号議案から第4号議案においては、取締役（監査等委員である取締役以外の取締役）と監査等委員である取締役とを区別する形で議案を提出しております。

本定時株主総会においてこれらの各議案が承認可決された場合、その後の取締役会において、当社の「取締役報酬ポリシー」を以下のとおり改定することを予定しております。

株式会社ネクソン 取締役報酬ポリシー

1. 基本的な経営の考え方

当社グループは、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題であると認識し、(1)株主の利益の最大化、(2)ユーザー、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な信頼関係構築、(3)継続的かつ安定的な成長をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めています。

この方針の下、これまで培ってきた面白くて差別化されたゲームを開発するノウハウおよびゲームを長期にわたり成長させる運用力を活かし、世界中のゲームファンの皆様に、仮想世界(Virtual World)分野において、長期間にわたり楽しんでいただけるような、独創的で高品質なゲームを提供していきます。

2. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、上記の経営の考え方を実現するために、「NEXONコーポレート・ガバナンス基本方針」に則って、以下を基本方針とします。

- (1) 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- (2) グローバルな視点で経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、グローバルな人材市場において相応の競争力があること
- (3) 株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること
- (4) 報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

3. 報酬水準の考え方

当社グループは、ゲームを含むエンターテインメント業界におけるNo.1グローバルカンパニーを目指して、世界中の著名な優良企業と厳しい競争を行っており、その競争には、優秀な経営人材の獲得競争も含まれます。取締役報酬水準については、主に日米におけるそのようなグローバル企業の取締役報酬水準を参考に設定します。その際、外部の報酬コンサルタント、経営者報酬調査等により提供されるデータ（報酬の絶対額、報酬形態など）も活用することとし、報酬総額およびその内訳（基本報酬、年次業績賞与、株式報酬型ストック・オプション）において、原則として、日本企業における経営者報酬調査データにおける報酬金額の中央値を下回ることがない水準とします。

4. 報酬構成

<業務執行取締役>

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、年次業績賞与および株式報酬型ストック・オプションで構成されます。具体的には、①定額・固定の「基本報酬」、②事業年度ごとの会社業績に連動する「年次業績賞与」、③付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会

の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)）に相当する経済的効果を有します）、および④中長期的な会社業績と連動する「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績と連動し、いわゆる業績連動型株式報酬（Performance Share (PS)）に相当する経済的効果を有します）とからなります。

この場合、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、各取締役の報酬額の構成については、業績評価指標を100%達成した場合に、以下の関係が成立するように各報酬部分の割合を設定します。

- (1) 定額・固定の報酬部分 (①) よりも、その額や価値が業績または株価に連動する報酬部分の基準金額 (②+③+④) の方が多くなる。 [① < (②+③+④)]
- (2) 年次業績賞与の基準金額 (②) よりも、株式報酬型ストック・オプションの基準金額 (③+④) の方が多くなる。 [② < (③+④)]
- (3) 期間ベースの株式報酬型ストック・オプションの基準金額 (③) よりも、業績連動ベースの株式報酬型ストック・オプションの基準金額 (④) の方が多くなる。 [③ < ④]
- さらにこれらに加えて、代表取締役社長の報酬については、「基本報酬」 ≤ 「年次業績賞与 (基準金額)」 ≤ 「株式報酬型ストック・オプション (基準金額)」 というような割合を設定します。 [① ≤ ② ≤ (③+④)]

①基本報酬	②年次業績賞与	③株式報酬型 ストック・オプション (期間ベース)	④株式報酬型 ストック・オプション (業績連動ベース)
金銭報酬		株式報酬 (株式報酬代替ストック・オプション)	
定額・固定報酬	業績・株価連動報酬		

各報酬の支払い時期については、以下のとおりとします。

- ① 基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。
- ② 年次業績賞与：各年次の業績評価指標の達成率の確定後に支給する。
- ③ 株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：3年ごとに三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会后、速やかに付与する。
- ④ 株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）：3年の業績評価期間を設定し、当該三事業年度分を一括して、当該業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会后、速やかに付与する。

＜業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く）＞
社外取締役を含む、業務執行取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、原則として、①定額・固定の「基本報酬」と③付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)) に相当する経済的効果を有します）とから構成されます。これは、業務執行取締役以外の取締役に對しても会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与するという観点も踏まえつつ、業務執行取締役以外の取締役（特に社外取締役）には、業務執行取締役による業務執行の監督についても期待されるところ、これらの業務執行取締役以外の取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

ただし、各取締役の報酬額の構成は、インセンティブ報酬である株式報酬が金銭報酬と比較して過大にならないように、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」の基準金額が「基本報酬」を上回らないように設定します。〔① ≧ ③〕

各報酬の支払い時期については、以下のとおりとします。

① 基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。

③ 株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：3年ごとに三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会后、速やかに付与する。

＜監査等委員である取締役（社外取締役を含む）＞

社外取締役を含む、監査等委員である取締役の報酬は、原則として、①定額・固定の「基本報酬」と③付与後に最初に開催される定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)) に相当する経済的効果を有します）とから構成されます。これは、業務執行取締役以外の取締役に對しても会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与するという観点も踏まえつつ、監査等委員である取締役（社外取締役を含む）には、業務執行取締役による業務執行の監督についても期待されるところ、これらの監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

ただし、各取締役の報酬額の構成は、インセンティブ報酬である株式報酬が金銭報酬と比較して過大にならないように、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」の基準金額が「基本報酬」を上回らないように設定します。〔① ≧ ③〕

各報酬の支払い時期については、以下のとおりとします。

① 基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。

③ 株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：毎年、定時株主総会后、速やかに付与する。

5. 各報酬等の内容

(1) 定額・固定報酬

取締役の報酬のうち、定額・固定報酬部分については、以下のとおりとします。

(①基本報酬)

各取締役の役位や各取締役が担う役割・責務等に応じて、各取締役についてその年額を決定します。

(2) 業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績または株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

(②年次業績賞与)

(1)で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「4. 報酬構成」で定められた割合を考慮した上で、各取締役についてその基準金額を決定します。

業績目標達成率の算出に当たっては、客観性、透明性のある指標である連結売上収益と連結営業利益のそれぞれについて、50%ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する内部目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、年次業績賞与の基準金額の0%から150%の幅で変動します（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。なお、業績連動賞与金額の決定のための連結売上収益および連結営業利益の実績値の算出に当たっては、当該事業年度中において生じるM&Aやのれんの減損による一時的な影響を排除します。

(③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）)

この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）は、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)）に相当します。監査等委員である取締役を除く取締役（社外取締役を含む）に対しては、三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会の後速やかに新株予約権を付与し、当該新株予約権は、付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終了時に、それぞれ3分の1ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に対しては、毎年、定時株主総会后速やかに新株予約権を付与し、当該新株予約権は、付与後に最初に開催される定時株主総会の終了時に当該1年分について権利確定し、その行使が可能となるものとします。この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）からなる報酬部分については、会社業績とは連動せず、在任期間と株価にのみ連動することとなります。

付与される株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）の数については、(1)で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「4. 報酬構成」で定められた割合を考慮した上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）の基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。なお、新株予約権1個あたりの目的である株式の種類および数は、当社普通株式1株とします。

(④株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース))

いわゆる業績連動型株式報酬 (Performance Share (PS)) に相当するこのストック・オプションについては、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、同業他社との相対的な株価の動向比較や複数年の内部経営計画に掲げる連結業績達成率に連動して、付与後一定の業績評価期間の経過後に権利確定し、行使可能となるものです。具体的には、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標 (例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン (Total Shareholder Return (TSR)) (注1)) ならびに②財務ベースの指標 (例：連結営業利益および特定の報告セグメント (報告セグメントのうち、職位および担当事業に応じて、各取締役ごとにその適切な業績評価指標として選定されるものをいいます。以下同じです。)) における売上収益、営業利益、EBITDA等 (注2)) を選定し、①株価ベースの指標について60%、②財務ベースの指標について合計で40%のウェイトで評価することとします。なお、使用する業績評価指標は、当社の事業環境の変化や経営計画の見直し等に応じて、適宜、変更することとします。

(注1) 相対的 TSR については、比較対象企業として、Electronic Arts 社、Activision/Blizzard社、Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定し、当社におけるある定時株主総会の日から3年後の定時株主総会の日までの、比較対象企業のTSR値 (配当および株価変動によりパーセント表示) の平均値と当社のTSR値とを比較することにより評価を行います。例えば、2021年に付与される株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース) に関しては、2021年に開催される定時株主総会の日から3年後 (2024年) に開催される定時株主総会の日までとなります。その後も、同様の方法により業績評価を行うこととなります。

(注2) 連結営業利益および特定の報告セグメントにおける売上収益、営業利益、EBITDA等については、内部経営計画に掲げる3年目の事業年度 (株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース) の付与日が属する事業年度の翌々事業年度) の連結営業利益および特定の報告セグメントにおける売上収益、営業利益、EBITDA等の業績達成率に基づき評価を行います。例えば、2021年に付与される株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース) に関しては、業績評価対象は、2023年度の業績となります。その後も、同様の方法により業績評価を行うこととなります。

業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース) 報酬部分の変動幅は、0%から200%程度までとします (業績評価指標を100%達成した場合、100%)。

なお、株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース) については、業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会後速やかに、200%程度の業績評価指標達成を前提として予め新株予約権を付与します。しかし、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、実際に業績達成率に応じて評価、確定、決定された部分に限られます。

付与される株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース) の数については、(1)で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「4. 報酬構成」で定められた割合を考慮した

上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の基準金額（200%程度の業績評価指標達成を前提としたもの）を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。なお、新株予約権1個あたりの目的である株式の種類および数は、当社普通株式1株とします。

<参考>

トータル・シェアホルダー・リターン (TSR) = (A + B) / C

A: 評価期間中におけるキャピタルゲイン（評価終了時株価 - 評価開始時株価）

B: 評価期間中の1株当たり配当金額

C: 評価開始時株価

業績評価指標の一部として相対的TSRを使用するのは、当社の持続的な成長だけでなく、市場環境・競争環境を加味して評価を行うことが重要と考えるためです。

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとなりますが、任期満了により退任する場合その他取締役会において別途定める事由に該当する場合は、在任期間や業績達成率を加味して定める数の新株予約権を行使できるものとします。

<備考>

業績評価指標達成率によって、業績連動報酬の費用の戻し入れ（連結営業利益の増加）や業績連動報酬の費用の追加繰り入れ（連結営業利益の減少）が業績評価期間の最終年度に発生するが、この戻し入れ金額または追加繰り入れ金額については、業績評価指標達成率の計算にあたり、これを算入しないこととする。

6. 決定プロセス

当社の取締役の報酬限度額は株主総会で決議され、個人別の報酬等の内容は、当該報酬限度額の範囲内で、以下の方法により決定します。なお、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第19回定時株主総会において、固定報酬額について一事業年度当たり600百万円以内（うち、社外取締役分は一事業年度当たり100百万円以内）、業績連動賞与額について一事業年度当たり1,000百万円以内、期間ベースの株式報酬型ストック・オプション報酬額について三事業年度分を一括して800百万円以内（うち、社外取締役分は三事業年度分を一括して100百万円以内）、および、2021年度からの3年間を業績評価期間とする業績連動ベースの株式報酬型ストック・オプション報酬について6,500百万円以内として、それぞれ決議されております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、固定報酬について一事業年度

当たり100百万円以内（うち、社外取締役分は一事業年度当たり年額50百万円以内）、および2021年3月25日開催の第19回定時株主総会において、期間ベースの株式報酬型ストック・オプション報酬額について一事業年度当たり100百万円以内（うち、社外取締役分は一事業年度当たり50百万円以内）としてそれぞれ決議されております。

<監査等委員である取締役以外の取締役>

取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置します。報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長には独立社外取締役があたることとします。報酬委員会の運営にあたっては、外部の客観的な視点や専門的な知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用することができるものとし、取締役報酬について提供されるその他の経営者報酬調査データ等も参考とします。

取締役報酬の水準および構成の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額および業績達成率については、報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会の決議により確定、決定します。その前提としての個別の取締役に係る報酬総額およびその内訳については、代表取締役社長に関しては、当該代表取締役社長と報酬委員会との間の協議を経て、その他の取締役に 대해서는、代表取締役社長と各取締役にとの間の協議を経て、報酬委員会での審議・承認の上で、取締役会の決議により決定します。

<監査等委員である取締役>

監査等委員である取締役の協議により決定します。

7. 改定

外部環境の劇的な変化等に対応するため、この取締役報酬ポリシーまたは各報酬構成やその水準の見直しが必要となった場合には、報酬委員会における検討を経て、取締役会においてそれらの改定を行うことがあります。

8. 情報開示等の方針

当社の取締役報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成、開示することとなる、有価証券報告書、事業報告、コーポレート・ガバナンスに関する報告書や、当社ウェブサイト等を通じて、株主その他のステークホルダーの皆様迅速に開示します。また、機関投資家やアナリスト等とのエンゲージメントについても、積極的に対応します。

9. 適用

2021年3月25日に開催する第19回定時株主総会終了時に在任する取締役から適用します。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬として、「基本報酬」の額を一事業年度当たり総額500百万円以内、「年次業績賞与」の額を一事業年度当たり総額1,000百万円以内と定めることについてご承認をいただいておりますが、その内容の一部改定を行いたく、本議案のご承認をお願いするものです。本議案における報酬額については、取締役（監査等委員である取締役を除く）の「基本報酬」は各取締役の役割・地位に応じて設定され、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の「年次業績賞与」は「基本報酬」を踏まえて連結売上収益及び連結営業利益の内部的な年次目標の達成率に応じて0%から150%の間で変動します。いずれの報酬構成要素についても、グローバルな環境下での経営人材をめぐる競争に勝ち抜くための金額を設定するものであり、さらに、業績連動の報酬については、当社の年次業績目標の達成に対する意識を一層高めることを目的とするものです。社外取締役については、業務執行取締役の業務執行を監督するという役割が期待されることを考慮し、「年次業績賞与」の対象に含めないこととします。

以上のことから、本議案における報酬制度の内容は、それぞれ相当であると考えております。

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、この報酬制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち、社外取締役の員数は1名）となります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

2. 報酬等の額・内容等

報酬委員会での議論を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬額を一事業年度当たり総額600百万円以内（うち、社外取締役分は100百万円以内）、基本報酬とは別枠で年次業績に応じて支払う取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の年次業績賞与額を一事業年度当たり1,000百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬及び各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の年次業績賞与額の具体的な支給の金額及び時期等の決定については、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含まないものといたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の内容決定の件 （2021年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権を取締役の報酬等として付与することについてご承認をお願いするものであります。

本議案の対象である2021年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」及び「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」から構成されます。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対しては、三事業年度分の「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」及び「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」を一括して付与するものとし、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、今後3年間にわたり、各年の定時株主総会までの任期を全うすることにより、毎年その3分の1にあたる個数の新株予約権が権利確定し、その行使が可能となり、また「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」は、三事業年度にわたる競合他社との株価の状況の比較や内部的な利益業績目標の達成率に応じて権利確定し、その行使が可能となります。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」のみを三事業年度分一括して付与するものとし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して付与されるものと同様に、今後3年間にわたり、各年の定時株主総会までの任期を全うすることにより、毎年その3分の1にあたる個数の新株予約権が権利確定し、その行使が可能となります。

いずれの報酬構成要素についても、グローバルな環境下で優れた経営人材を確保するための競争力のある報酬制度となるような報酬金額に基づいて新株予約権の個数を設定するものであり、さらに、「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的とするものです。なお、本定時株主総会后に付与される株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数は、三事業年度にわたる業績評価期間において、これまでの当社グループの経営実績を踏まえても極めて高い業績目標数値を設定することを前提とするものであり、かつ最大値である200%程度の業績評価指標達成を前提としています。よって、新株予約権の数及びそれに係る取締役の報酬金額が過大に見えるかもしれませんが、実際に権利が確定し、

行使が可能となるのは、業績評価期間の経過後、業績達成率に応じて評価、確定、決定された部分に限られます。また、高い業績評価指標が達成された暁には、当社グループの経営成績は著しく向上しているはずであり、当社の株価にも好影響があるものと考えられます。

また、本議案における報酬制度のうち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、株式報酬のうち一定の割合については業績に連動させず、当社へのエンゲージメントを高めてもらうことを目的としており、さらに社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、社外取締役に期待される役割に照らし、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはしないものの、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的としております。

以上のことから、本議案における報酬制度の内容は、それぞれ相当であると考えております。

なお、本議案に基づき発行される2021年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとしませんが、会社法第361条に定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等として当社の取締役による職務執行の対価として発行されるものであることから、金銭の払込みを要しないことが特に有利な条件に該当するものではありません。

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案における報酬制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち、社外取締役の員数は1名）となります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して取締役の報酬等として付与する2021年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）

(2) 報酬等の額及び発行する新株予約権の数の上限

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数を決定するに際しては、取締役の報酬等としての基準金額について、以下の上限額を設定します。

・ 株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権（三事業年度分として

一括して付与されるもの)：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権について、800百万円以内(うち、社外取締役分として100百万円以内)

- ・株式報酬型ストック・オプション(業績連動ベース)としての新株予約権(三事業年度分として一括して付与されるもの)：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権について、6,500百万円以内(社外取締役は付与の対象としない)

この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役(監査等委員である取締役を除く)に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出します。なお、当該新株予約権に関する報酬等は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬額である年額600百万円(うち、社外取締役分として100百万円以内)及び年次業績賞与額である年額1,000百万円とは別枠とします。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の決議によるものとします。

発行する新株予約権の数は、以下のとおりとします。

- ・株式報酬型ストック・オプション(期間ベース)としての新株予約権(三事業年度分として一括して付与されるもの)：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は、280,000個(うち、社外取締役分として40,000個)を上限とします。
- ・株式報酬型ストック・オプション(業績連動ベース)としての新株予約権(三事業年度分として一括して付与されるもの)：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は、2,200,000個(社外取締役は付与の対象としない)を上限とします。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とし、新株予約権の目的である株式の数は、以下のとおりとします。

- ・株式報酬型ストック・オプション(期間ベース)としての新株予約権(三事業年度分として一括して付与されるもの)：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である当社普通株式の数は、280,000株(うち、社外取締役分として40,000株)を上限とします。
- ・株式報酬型ストック・オプション(業績連動ベース)としての新株予約権(三事業年度分として一括して付与されるもの)：本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である当社普通株式の数は、2,200,000株を上限とします。

当社が株式分割(無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使され

ていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとしします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとしします。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとしします。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

取締役の報酬等として新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付を要しないものとしします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間としします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日としします。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、会社法第361条第1項第4号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、本議案にかかる取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

具体的には、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとしします。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権については、本定時株主総会後速やかに取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終了時に、それぞれ3分の1ずつ権利確定となり、その行使が可能となるものとしします。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権については、本定時株主総会後速やかに取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、当社の「取締役報酬ポリシー」に従って、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように同業他社との相対的な株価の動向比較や複数年の内部経営計画に掲げる連結業績を示す指標を選定し、その達成率に連動して、三事業年度にわたる業績評価期間の経過後に権利確定し、行使可能となるものとしします。

業績評価の指標としては、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return (TSR)）並びに②財務ベースの指標（例：連結営業利益及び特定の報告セグメント（報告セグメントのうち、職位及び担当事業に応じて、取締役ごとにその適切な業績評価指標として選定されるものをいう。以下同じ。）における売上収益、営業利益、EBITDA等）を選定し、当社グループのおかれた事業状況、事業計画、持続的な成長のための課題等を総合的に勘案のうえ、各指標についてウエイトを設定して、当該ウエイトで評価することとします。

業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、0%から200%程度までとします（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。

(8) 権利確定前に取締役を退任した場合の取扱い

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとしますが、任期満了により退任する場合その他取締役会において別途定める事由に該当する場合は、在任期間や業績達成率を加味して定める数の新株予約権を行使できるものとします。

(9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(11) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得すること

についての定めを設ける定款の変更承認の議案

(12) 取締役（監査等委員である取締役を除く）に新株予約権を割り当てる条件の概要

付与される株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数については、各取締役について決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「取締役報酬ポリシー 4. 報酬構成」で定められた割合を考慮した上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）のそれぞれの基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。

(13) その他株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権の内容、配分、付与の時期等の決定については、取締役会の決議によることとします。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する報酬等の内容決定の件 (株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与)

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、監査等委員である取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権を取締役の報酬等として付与することについてご承認をお願いするものであります。

当社は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の監査等委員である取締役の報酬額を一事業年度当たり総額100百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な支給の金額及び時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることについて可決承認いただき、今日まで至っております。

今回、上記の監査等委員である取締役の報酬額とは別枠として、毎年、株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権を付与することについて承認をお願いするものであります。なお、本議案における報酬制度に基づく株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権は、第3号議案におけるものと異なり、三事業年度分を一括して付与するのではなく、毎年一事業年度分ずつ付与するものです。

監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権の付与は、監査等委員の役割に照らし、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはしないものの、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的としております。

また、監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権の一事業年度ごとの報酬額としては、基本報酬と比べて過度にならない（新株予約権の報酬額が基本報酬を超えない）ように設定されます。

以上のことから、本議案における報酬制度の内容は、相当であると考えております。

なお、本議案に基づき発行される株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権は、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとしますが、会社法第361条に定める監査等委員である取締役の報酬等として当社の取締役による職務執行の対価として発行されるものであることから、金銭の払込みを要しないとすることが特に有利な条件に該当するものではありません。

本定時株主総会の終結後において、本議案における報酬制度の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役の員数は2名）となります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

2. 監査等委員である取締役に対して取締役の報酬等として付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の監査等委員である取締役

(2) 報酬等の額及び発行する新株予約権の数の上限

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権の数を決定するに際しては、監査等委員である取締役の報酬等としての基準金額について、一事業年度当たり総額100百万円（うち、社外取締役分として50百万円以内）をその上限として設定します。

この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に監査等委員である取締役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出します。

なお、当該新株予約権に関する報酬等は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の監査等委員である取締役の報酬額として定められた一事業年度当たり総額100百万円以内（うち、社外取締役分として50百万円以内）とは別枠とします。

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は、40,000個（うち、社外取締役分として20,000個以内）を上限とします。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数は、当社普通株式40,000株（うち、社外取締役分として20,000株以内）を上限とします。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とします。

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

取締役の報酬等として新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付を要しないものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、会社法第361条第1項第4号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、本議案にかかる取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

具体的には、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

本新株予約権は、株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権であり、各事業年度に係る定時株主総会後速やかに取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、付与後に最初に開催される定時株主総会の終了時に、付与された新株予約権の全部について権利確定となり、その行使が可能となるものとします。

(8) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(10) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要

することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 監査等委員である取締役の新株予約権を割り当てる条件の概要

付与される新株予約権の数については、各監査等委員である取締役について決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「取締役報酬ポリシー 4. 報酬構成」で定められた割合を考慮した上で、各監査等委員である取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）の基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。

(12) その他株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権の内容、配分、付与の時期等の決定については、取締役会の決議によることとします。

第5号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績と、当社グループ役職員の受ける利益とを一致させることができます。これにより、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることができ、また、グローバルな視点で優秀な人材を確保することができます。

さらに、本新株予約権の付与契約において、役職に応じて権利行使の条件を規定するため、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式14,000,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

(2) 発行する新株予約権の数

14,000,000個を上限とします。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とします。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行います。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む）又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(7) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(8) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(11) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定めることとします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の国内感染がほぼ終息した中国では緩やかな経済の回復が見られ、米国においてもやや持ち直しの兆しが見えましたが、新型コロナウイルス感染症の終息時期の見通しは立っておらず、引き続き極めて厳しい状況が続くと見込まれております。経済活動の再開が段階的に進められるなかで持ち直しの動きが続くことが期待されますが、経済回復への道のりは依然として定まらず、また、各国でワクチンの実用化が進められているものの、今後の先行きは極めて不透明な状況となっております。わが国経済においても、感染の再拡大が生じており緊急事態宣言が再発出されるなど、引き続き国内外の新型コロナウイルス感染症の動向や金融経済・社会への影響等から目を離せない状況が続いております。

このような状況の中、地域により多少状況は異なったものの、当社グループ全体では事業に大きな影響を受けずに、引き続きPCオンライン事業及びモバイル事業を展開し、ユーザーの皆様楽しんでいただける高品質なゲームの開発、コンテンツの獲得、新規ゲームタイトルの配信に努めるとともに、既存ゲームタイトルのアップデートを推し進めてまいりました。具体的には、(i)大規模マルチプレイヤーオンラインゲームへの注力、(ii)PC、コンソール及びモバイル等、あらゆるプラットフォームでのサービス提供、(iii)自社IPの活用、(iv)特別に価値のある新規IPへの投資、を集中戦略として設定し、グローバル事業の成長に取り組んでまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上収益は293,024百万円(前期比17.9%増)、営業利益は111,450百万円(同17.9%増)、税引前当期利益は108,171百万円(同11.3%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益は56,220百万円(同51.4%減)となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 日本

当連結会計年度の売上収益は4,316百万円（前期比43.6%減）、セグメント損失は4,338百万円（前期は3,490百万円の損失）となりました。日本では、PCオンラインゲーム及びモバイルゲームともに減収となりました。

ロ. 韓国

当連結会計年度の売上収益は266,775百万円（前期比21.0%増）、セグメント利益は126,839百万円（同13.0%増）となりました。韓国セグメントの売上収益には、子会社であるNEXON Korea Corporationの傘下にあるNEOPLE INC.の中国におけるライセンス供与に係るロイヤリティ収益が含まれます。

ハ. 中国

当連結会計年度の売上収益は3,058百万円（前期比8.4%増）、セグメント利益は1,891百万円（同21.5%増）となりました。

ニ. 北米

当連結会計年度の売上収益は16,907百万円（前期比6.0%増）、セグメント損失は1,263百万円（前期は5,527百万円の損失）となりました。

ホ. その他

当連結会計年度の売上収益は1,968百万円(前期比16.9%増)、セグメント損失は2,821百万円(前期は957百万円の損失)となりました。

なお、地域別売上収益（顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類した売上収益）は、韓国164,980百万円（前期比83.7%増）、中国81,240百万円（同27.6%減）、日本10,418百万円（同24.8%減）、北米及び欧州19,863百万円（同2.1%増）、その他16,523百万円（同25.2%増）となりました。

(注) 当連結会計年度より、従来「その他」に含めていた欧州地域における売上収益を「北米」に含め、その分類を「北米及び欧州」と掲記することといたしました。これは当社グループが北米及び欧州地域に対して同じサービスを行っていることから、地域の類似性が高まったことによるものです。これに伴い、北米及び欧州並びにその他における前期比増減率は、これらの分類変更を反映した数値で記載しております。

当 連 結 会 計 年 度		
地 域	金 額	構 成 比
韓 国	164,980百万円	56.3%
中 国	81,240	27.7
日 本	10,418	3.6
北米及び欧州	19,863	6.8
そ の 他	16,523	5.6
合 計	293,024	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、10,520百万円であります。

その主な内訳は、ゲームの使用料に関する長期前払費用104百万円、PCオンラインゲーム及びモバイルゲーム運営用設備（サーバー設備等）1,388百万円、自社利用ソフトウェア（ゲーム関連等）671百万円及びIFRS第16号の適用により計上した使用権資産7,573百万円であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2017年 12月期)	第 17 期 (2018年 12月期)	第 18 期 (2019年 12月期)	第 19 期 (2020年 12月期)
売 上 収 益 (百万円)	234,929	253,721	248,542	293,024
営 業 利 益 (百万円)	90,504	98,360	94,525	111,450
税 引 前 当 期 利 益 (百万円)	69,995	117,444	121,968	108,171
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	56,750	107,672	115,664	56,220
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	64.67	121.03	129.34	63.57
資 産 合 計 (百万円)	543,231	649,998	719,088	862,161
資 本 合 計 (百万円)	470,218	565,477	631,131	720,445
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	528.42	620.91	702.59	800.35

- (注) 1. 当社は指定国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 基本的 1 株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。当該発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3. 1 株当たり親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分を当期末発行済普通株式総数で除して算定しております。当該発行済普通株式総数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
4. 2018年4月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的 1 株当たり当期利益及び 1 株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。
5. 2017年11月において行った企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、2018年12月期に2017年12月期の連結計算書類を遡及修正しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

NXC Corporationの保有株式数は、2020年12月31日現在、253,262千株（議決権比率28.6%）であり、間接所有割合を含めても、同社は、会社法及び金融商品取引法上、当社の親会社ではなくなっております。

2020年12月31日現在、NXC Corporationは、当社の主要株主である筆頭株主ですが、投資事業その他当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っております。また、NXC Corporationが保有している日本地域における社名商標「NEXON」については、同社と当社との間で、商標権使用許諾契約を締結し、当社から同社に使用料を支払うことを合意しておりますが、使用料における支払金額は当社の売上高に対して一定の比率で算出された金額になっております。なお、同社とは、当社が社名商標「NEXON」の使用許諾契約の延長権限を保有することで合意しております。当社子会社(NEXON Korea Corporation、Nexon America Inc.等)においても、同社と同様の契約を締結しております。

上記ライセンス契約を除き、当社グループとNXC Corporationとの間において経常的な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NEXON Korea Corporation	32,000百万 韓国ウォン	100%	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発並びに主に韓国におけるPCオンラインゲーム及びモバイルゲームの配信及び出版ライセンス事業
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.	4,100千 米ドル	100%	中国国内の配信会社に対する必要なインフラの提供及びゲーム配信に必要なコンサルティング事業
Nexon America Inc.	210 米ドル	100%	主に北米圏でのPCオンラインゲームの配信事業
NEOPLE INC.	181百万 韓国ウォン	100% (100%)	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発事業
NEXON GT Co., Ltd.	17,687百万 韓国ウォン	65.1% (65.1%)	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発事業
Pixelberry Studios	0.1 米ドル	100% (100%)	主に北米圏でのモバイルゲームの制作・開発・配信事業
NAT GAMES Co., Ltd.	14,419百万 韓国ウォン	56.9% (56.9%)	モバイルゲームの開発事業
Embark Studios AB	65千 スウェーデン クローナ	73.0% (33.3%)	ゲームの開発事業

(注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

2. 2020年2月1日、当社が議決権の全てを保有していた株式会社gloopsの全ての株式を売却いたしました。また、当連結会計年度にNEXON M Inc.の清算が終了いたしました。

③ 当連結会計年度における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたる成長を遂げるため、以下の事項を対処すべき課題として取り組んでいく方針であります。

① 主要タイトルから創出される安定的なキャッシュフローを再投資し、当社グループのグローバル事業を成長させる

当社グループは、世界中に何億人ものファンを有し、また、世界的大ヒット映画やゲームのシリーズと並ぶ、又はそれらを超える規模のゲームIPを複数保有しております。これまでに、サービス開始からそれぞれ17年目、16年目、15年目となる『メイプルストーリー』(MapleStory)、『カートライダー』(KartRider)、『アラド戦記』(Dungeon&Fighter)を含む業界最大規模のゲームIPを世に輩出し、大きく成長させてまいりました。これらのタイトルは、ユーザーに楽しんでいただける魅力的かつ継続的なコンテンツアップデート及び業界トップクラスのライブ運用を通じて長期に渡り成長し、安定的な売上収益を創出しております。この安定的なキャッシュフローを、主要タイトルをさらに成長させていくためのライブ運用、新しいテクノロジーの創出、新規ゲームの開発、ゲームスタジオの買収、優秀な人材の獲得に投資し、当社グループのグローバル事業を成長させてまいります。具体的には、以下4つの柱を設定し、成長戦略としてまいります。

イ. バーチャルワールド分野への注力

当社グループは業界の先駆者として、20年以上に渡り深いゲーム体験を提供する大規模仮想世界を創造し、運用することを最大の強みとしてまいりました。そして現在、世界中のゲームプレイヤーの間でこの分野のゲームに対する需要がさらに高まっております。また、この分野で面白いゲームを作り、成長させることができる会社は少なく、競争が最も少ない領域でもあります。そのため、この分野を最大のチャンスと捉えて、注力しております。

ロ. PC、コンソール及びモバイル等、あらゆるプラットフォームでのサービス提供

現在では、モバイル端末がPC同等の性能を持つようになりました。そして、ゲームプレイに使われるPCの市場規模が約数億台であったのに対して、高性能なモバイル端末を数十億の人々が持ち歩くようになりました。さらに、プラットフォーム事業を展開する企業によってゲーム事業に多額の資金投資が行われ、過去PCが中心であった頃とは比較にならないほど大規模な市場に向けて高性能なゲームプラットフォームが提供されようとしています。当社グループにとっては潜在市場が格段と大きくなり、過去と比較にならない規模の人々にリーチし、当社グループが得意とするバーチャルワールドを提供できるチャンスが到来しました。様々なプラットフォーム向けにサービスを提供し、これまで以上にこのチャンスを積極的に活かしてまいります。

ハ. 自社IPの活用

当社グループは、世界中に何億人ものファンを有し、また、世界的大ヒット映画やゲームのシリーズと並ぶ、又はそれらを超える規模のゲームIPを複数保有しております。何億人もの人々にたくさんの時間楽しまれ、親しまれたゲームIPは、それを活用したゲームサービスの新作版や拡張版の配信を開始した際に、その世界を再び体験したいと思うファンがその時点で既に多く存在するものであります。自社の強力なIPを活用し、長期に渡って安定的な売上収益を創出するバーチャルワールドを制作してまいります。

二. 特別に価値のある新規IPへの投資

当社グループは成長段階にあります。当社グループのグローバル事業の成長を加速させるために、特別に価値があると感じた新規IPに出会った際には、積極的に投資をしてまいります。例えば、Embark Studios ABの買収がこれに該当いたします。

② 情報セキュリティの強化

当社グループが提供するPCオンラインゲームやモバイルゲームは、情報システムを介してゲームデータやユーザーの個人情報を取り扱うサービスであるため、外部者からの不正アクセスや不正利用等を防止するための高度な情報システム基盤や適切な内部情報管理組織を含む情報セキュリティ体制の強化が求められております。

これに対し、当社グループでは、各国共通でISMS認証を再取得し、グループ内で一定のセキュリティレベルを確保しております。また、各ゲーム関連サーバに対し、24時間365日のログ監視に加え、重要データベースにおけるクエリの監視、定期的な診断等を実施し、高いセキュリティ体制を維持しております。さらに、内部情報管理組織についても、年四回の組織委員会を開催し、定期的に情報セキュリティの維持監視及び経営層への報告を実施しております。

新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、各種ツールやシステムのクラウド化が急速に進む一方で、情報セキュリティの重要性と強化への要請は、一層強まっております。当社グループにおいても、業務環境やクラウド環境における情報セキュリティ体制の強化に重点的に注力しつつ、ユーザーの皆様安心して当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう、引き続き、情報セキュリティ体制全般の強化にも邁進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

会社名	営業所	所在地
当社	本店	東京都港区
NEXON Korea Corporation	本店	韓国京畿道城南市
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.	本店	中国上海市
Nexon America Inc.	本店	米国カリフォルニア州
NEOPLE INC.	本店	韓国済州特別自治道
NEXON GT Co., Ltd.	本店	韓国京畿道城南市
Pixelberry Studios	本店	米国カリフォルニア州
NAT GAMES Co., Ltd.	本店	韓国ソウル市
Embark Studios AB	本店	スウェーデン スtockホルム

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,288 (77) 名	140名減 (66名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者 (契約社員等) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
268 (3) 名	43名減 (1名増)	37.0歳	6.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者 (契約社員等) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社ウリィ銀行 (韓国)	2,094 百万円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 886,961,539株 (自己株式44株を含む)
- ③ 株主数 3,826名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
NXC Corporation	253,262	28.6
NXMH BV	167,186	18.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,886	8.1
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006	38,511	4.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,348	3.8
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	10,984	1.2
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,092	1.0
徐 旻	8,715	1.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,565	1.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	7,860	0.9

(注) 持株比率は、自己株式 (44株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	オーウェン・ マホニー	—
代 表 取 締 役	植 村 士 朗	最高財務責任者兼経営管理本部長 Nexon America Inc.取締役 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役
取 締 役	パトリック・ ソダーランド	Sicalis AB Director Embark Studios AB Chief Executive Officer Fractal Gaming Group AB Director Ortalis Group AB Director Hexagon Aktiebolag Director Surmount Together AB Director
取 締 役 (監 査 等 委 員)	李 鴻 雨	NEXON Korea Corporation取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 多 慧	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	国 谷 史 朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団監事

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 本多慧氏及び取締役 (監査等委員) 国谷史朗氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 (監査等委員) 本多慧氏及び取締役 (監査等委員) 国谷史朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、内部監査室、法務部及び経理財務部等と連携して内部統制に係る体制の整備と運用の効率化を図ることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役 (業務執行取締役である者を除く) は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 会社役員の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3 (0)	969 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	2 (2)	24 (24)
合計 (うち社外役員)	5 (2)	993 (24)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員を除く) 3名 (うち社外取締役0名)、取締役 (監査等委員) 3名 (うち社外取締役2名) であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年3月25日開催の第18回定時株主総会をもって取締役 (監査等委員) を退任した1名、及び同定時株主総会をもって取締役 (監査等委員を除く) を退任し、取締役 (監査等委員) に就任した1名について、無報酬であるため含めていないことによるものです。

2. 取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、固定報酬額年額500百万円以内、業績連動賞与額1,000百万円以内 (ただし、従業員分給与は含まない。) (社外取締役を除く) と決議いただいております。また、別枠で、2014年3月25日開催の第12回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として3,000百万円以内 (社外取締役を除く)、及び2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として4,800百万円以内 (監査等委員である取締役を除く) と決議いただいております。

4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、年額100百万円以内 (うち、社外取締役は年額50百万円以内) と決議いただいております。

5. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・ストック・オプションによる報酬額615百万円

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職の状況
取締役 (監査等委員)	本多 慧	—
	国谷 史朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団監事

- (注) 1. 上記法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずる者ではありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役(監査等委員) 本多 慧	当事業年度に開催された取締役会9回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。必要に応じ、ゲーム業界での豊富な経験から、議案・審議全般について発言を行っております。
取締役(監査等委員) 国谷 史朗	当事業年度に開催された取締役会9回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。

ハ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	221百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の連結子会社であるNEXON Korea Corporation他10社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersの監査業務、非監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該監査報酬等を含めております。

③ 非監査業務の内容

当社及び当社の連結子会社であるNexon US Holding Inc.及びNexon America Inc.等は、主に税務関連業務等についての対価をそれぞれ支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号の定める項目に該当し、かつ適当と認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会におきまして、会計

監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等につきまして取締役会の決議により定める旨を定款で規定しております。

当社は、株主への利益の還元が重要な経営課題であると認識し、株主資本の状況、経営実績、収益見通し等を慎重に検討した上で、業績の進展状況に応じて、利益配当・自己株式取得等を通じて株主に対し利益還元を行う方針であります。内部留保資金の使途につきましては、経営基盤の強化と今後の事業領域の充実を目的とした既存事業の拡充や新規事業の展開、M&A又はゲーム配信権の取得等、将来の成長に向けた積極的な事業展開を図るための有効投資と株主への利益の還元とのバランスを考慮し実行してまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、1株につき2.5円の配当を2021年2月17日開催の当社取締役会にて決議いたしました。

連結財政状態計算書

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	578,532	流 動 負 債	57,967
現金及び現金同等物	252,570	仕入債務及びその他の債務	10,668
営業債権及びその他の債権	20,935	繰 延 収 益	11,505
その他の預金	273,132	借 入 金	2,094
その他の金融資産	27,343	未 払 法 人 所 得 税	15,774
その他の流動資産	4,552	リ ー ス 負 債	2,657
非 流 動 資 産	283,629	引 当 金	6,881
有形固定資産	24,191	その他の流動負債	8,388
の れ	38,425	非 流 動 負 債	83,749
無 形 資 産	14,935	繰 延 収 益	15,180
使用権資産	10,029	リ ー ス 負 債	11,842
持分法で会計処理している投資	5,195	その他の金融負債	868
その他の金融資産	167,620	引 当 金	304
その他の非流動資産	1,277	その他の非流動負債	4,437
繰 延 税 金 資 産	21,957	繰 延 税 金 負 債	51,118
		負 債 合 計	141,716
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	709,882
		資 本 金	22,679
		資 本 剰 余 金	17,421
		自 己 株 式	△0
		その他の資本の構成要素	69,975
		利 益 剰 余 金	599,807
		非 支 配 持 分	10,563
		資 本 合 計	720,445
資 産 合 計	862,161	負 債 及 び 資 本 合 計	862,161

連 結 損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	293,024
売 上 原 価	△69,009
売 上 総 利 益	224,015
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△103,711
そ の 他 の 収 益	1,796
そ の 他 の 費 用	△10,650
営 業 利 益	111,450
金 融 収 益	15,005
金 融 費 用	△19,049
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	765
税 引 前 当 期 利 益	108,171
法 人 所 得 税 費 用	△52,682
当 期 利 益	55,489
(当 期 利 益 の 帰 属)	
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属	56,220
非 支 配 持 分 に 帰 属	△731
当 期 利 益	55,489

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,462	流動負債	2,085
現金及び預金	83,523	買掛金	255
売掛金	946	未払金	511
未収入金	632	未払費用	334
前払費用	66	未払法人税等	23
その他	295	預り金	132
固定資産	17,851	賞与引当金	162
有形固定資産	6	前受収益	411
建物	163	その他の	257
建物附属設備	84	固定負債	469
工具、器具及び備品	86	リース債務	2
減損損失累計額	△308	長期前受収益	143
減価償却累計額	△19	退職給付引当金	157
投資その他の資産	17,845	資産除去債務	167
投資有価証券	90	負債合計	2,554
関係会社株式	17,141	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	23,655	株主資本	92,510
その他	797	資本金	22,470
貸倒引当金	△23,838	資本剰余金	21,720
		資本準備金	21,720
		利益剰余金	48,320
		利益準備金	217
		その他利益剰余金	48,103
		繰越利益剰余金	48,103
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	△21
		その他有価証券評価差額金	△21
		新株予約権	8,270
		純資産合計	100,759
資産合計	103,313	負債純資産合計	103,313

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
ゲ ー ム 売 上	4,241	
そ の 他	1,170	5,411
売 上 原 価		2,681
売 上 総 利 益		2,730
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,893
営 業 外 収 益		5,163
受 取 利 息	634	
受 取 配 当 金	46,460	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	719	
そ の 他	89	47,902
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,589	
株 式 交 付 費	32	
自 己 株 式 取 得 費	2	
そ の 他	179	2,802
経 常 利 益		39,937
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	189	189
特 別 損 失		
減 損 損 失	647	647
税 引 前 当 期 純 利 益		39,479
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,327	2,327
当 期 純 利 益		37,152

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尻引善博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林壮一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクソンの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ネクソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮 一 郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年2月9日開催の取締役会において、連結子会社であるNEXON Korea Corporationの取締役会が同日に決議した同社の剰余金の配当について、承認の決議をした。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社であるLexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.は、2021年2月9日開催の株主総会において、同社の剰余金の配当を決議した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

株式会社ネクソン 監査等委員会

監査等委員 李 鴻雨 ㊞

監査等委員 本多 慧 ㊞

監査等委員 国谷 史朗 ㊞

(注) 監査等委員本多慧及び国谷史朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター ROOM-H
TEL 03-6629-5318

※会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



- 交通 地下鉄 南北線 六本木一丁目駅 (直結)
西改札を出て直進すると会場ビルのエントランスに到着します。
正面左手の入り口からエレベーターで9階までお越しください。
※駐車場の数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
※駐車場ご利用の料金をご自身で負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
※六本木七丁目にごございます会議室「ベルサール六本木」とお間違いのないようご注意ください。